

SATO社会保険労務士法人 News Letter

2015年12月号 (No.47)



★今月の特集★

1. マイナンバーキットのご紹介
2. 「輝くテレワーク賞」で初の受賞者が決定
3. 約6割の事業所で違法な残業を摘発
4. 外国人技能実習実施企業76%で法違反

1. マイナンバーキットのご紹介

2015年10月よりマイナンバー通知カードが各自治体より発送されており、従業員様のマイナンバー管理に懸念を抱かれています。企業様も少なくないかと思えます。

SATO社会保険労務士法人では、そんな企業様の悩みを解消するべく、「マイナンバーキット」を販売しております。

弊社より販売しているマイナンバーキットは、保管から管理、運用など、全ての工程を網羅できるオールインワンキットになっております。

■キット内容■

- ①保管用ファイルケース
- ②マイナンバー提供シート
- ③マイナンバー提供用封筒
- ④マイナンバー保管ポケット
- ⑤マイナンバーキットBOOK
- ⑥従業員様への案内文「従業員の皆様へ」

価格：5,000円(税込・送料別)

収集、保管、管理をするためのシートやポケットだけでなく、就業規則変更例や特定個人情報等取扱規



程などの規程集も盛り込んでおります。マイナンバーの収集と管理や、就業規則の変更方法などについて、お困りの方は、このマイナンバーキットがお助けします。

詳しくは下記URLをご参照下さい。

日本社会保険労務士法人 HP(SATO グループ関連法人) → <https://nsrh.jp/mn.html>
尚、インターネット通信販売のAmazonでも販売しております(Amazon内で「マイナンバーキット」で検索を!)。併せて、ご利用下さい。



2. 「輝くテレワーク賞」で初の受賞者が決定

厚生労働省より、今年度の新設した「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰(輝くテレワーク賞)」の受賞者が決定されました。

テレワークとは「tele(離れた場所)」と「work(働く)」を合わせた造語で、情報通信技術(IT)を利用した場所・時間にとらわれない働き方を言い、テレワークには家庭生活と就労の両立、高齢・障害者・育児や介護を担う者の就業促進、地方における就業機会の増加による地域活性化、余暇の増大による個人生活の充実、通勤混雑の緩和など様々な効果が期待されています。

今回の表彰は、そのテレワークの活用によって労働者のワークライフバランスの実現に顕著な成果を上げた企業・団体・個人を表彰するもので、「優秀賞」にシスコシステムズ合同会社、日本マイクロソフト株式会社の2社、「特別奨励賞」にカルビー株式会社など8社、個人賞2人を選定しています。

11月25日に池坊東京会館(東京都千代田区)で開催された「テレワークシンポジウム」の中で表彰式が行われ、権丈英子氏(亜細亜大学経済学部教授)による基調講演や表彰企業によるパネルディスカッションも行われました。



3. 約6割の事業所で違法な残業を摘発

最近、従業員に違法な長時間労働をさせたとして、書類送検になった企業のニュースが報道されたのは、皆様もご存知かと思えます。厚生労働省で2015年4月から6月までに実施された事業所に対する監督指導の結果によると、全体の62.6%の事業所で違法な時間外労働が認められており、内1ヶ月100時間を超えるものが62.3%あったと発表されています。

■時間外労働の違法にならない範囲■

36協定を結ぶ場合、通常1ヶ月45時間1年間360時間までの限度時間で締結できます。

ただし、特別条項を設けることにより、臨時的に特別な事情が予想される場合に年6回までなら限度時間を超えることが可能です。

■特別条項の設定は慎重に■

特別条項の限度の時間については、特に法律で定められているわけではありません。

しかし、厚生労働省の過労死ラインは、平均月残業時間が80時間とされているので、それ以上の時間を設定した場合、労働基準監督署より指導を受ける可能性が高くなります。また、事業所内で労災での過労死申請がされた場合は、労働基準監督署より更に厳しい指導や処分が下される傾向があります。(実際に、労使協定で締結した限度を2時間半超えただけで書類送検になってしまった例もあります。)

特別条項の設定をされる際は、慎重な検討が必要となりますのでご注意ください。



4. 外国人技能実習実施企業76%で法違反

全国の労働局や労働基準監督機関が、2014年に技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導や送検状況について公表されました。外国人技能実習

制度では、企業などでの実習を通じて技術を習得し、発展途上国の開発を担う人材の育成を目的としています。

しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、危険・健康障害防止措置などの未実施、割り増し賃金の不払いといった法令に違反したケースが見受けられ、違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した3,918事業場のうち2,977事業所(76.0%)ありました。

主な違反は①違法な時間外労働など労働時間関係(25.8%)②安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど安全基準関係(23.5%)③不払い残業など割り増し賃金の支払い関係(17.8%)の順に多く、重大、悪質な違反により送検したのは、26件でした。

■現行技能実習制度の概要■

国際貢献の為、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れ、職場での実習を通じて、技能、技術、知識を習得させ、研修終了後、企業と雇用関係を締結した上で移行する制度で1993年に創設されました。

技能実習に移行するには技能検定基礎2級、JITCO(公益財団法人国際研修協力機構)の認定した技能評価システムに合格することが条件になっており、現在、技能実習への移行が可能なのは、農業関係、漁業関係、建設関係など、71種130作業です。当初、実習期間は最長2年間でしたが、1997年4月には最長3年に延長されました。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 大阪オフィス
〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島6-11-25

第10新大阪ビル503

TEL: (06) 6838-7188



※本紙掲載記事等の無断掲載はご遠慮願います※